

◆ 刑務所出所者等の社会復帰支援の強化(全体イメージ図)

更生保護就労支援モデル事業

民間事業者によるきめ細やかな就労支援・雇用確保

○ マッチング支援と就労継続のためのフォローアップ ○ 協力企業の開拓・拡大、雇用情報の収集・提供、関係者に対する研修等



施設内処遇から社会内処遇へ社会復帰支援の引継ぎ



生活環境の調整の充実

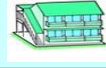
刑務所からの出所等



帰宅先確保

更生保護施設

- 受入れ人数の拡大
- 施設整備
- 処遇機能の強化



NPO等

緊急的住居確保・自立支援対策

サテライト
更生保護施設

住居確保
空借家等を活用した
居室の確保、食事の提供



巡回生活支援
自立訓練等の実施



多様な主体の参画

DARC, 医療機関等

- 薬物事犯者引受人会への協力



更生保護ボランティア

- 社会貢献活動への協力
- その他の各種社会復帰支援策への協力



人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



地域定着

■ 更生保護サポートセンターによる地域定着支援等



自立

(平成23年度における取組の主な内容)

- 1 民間のノウハウを活かした就労支援・雇用確保(更生保護就労支援モデル事業)
→モデル庁3か所
- 2 民間の資源を活かした生活基盤確保の充実・強化(更生保護施設による受入れ等)
→更生保護施設の受入れ人数の拡大、緊急的住居確保・自立支援対策等
- 3 更生保護サポートセンターによる支援の強化
→34か所増設(=全国合計55か所)
- 4 保護司適任者の確保及び更生保護サポーターの拡大
→更生保護ボランティアに対する研修の充実等
- 5 民間との連携による保護観察処遇
→社会貢献活動の実施体制の整備、薬物事犯者処遇の強化

1 民間のノウハウを活かした就労支援・雇用確保 (更生保護就労支援モデル事業)

事業の目的

厚生労働省との連携による「総合的就労支援対策」は一定の成果を上げているものの、刑務所出所者等の就労確保は、依然として極めて厳しい状況にあり、加えて、就労支援しても、ミスマッチや就労を継続できないケースが多数に上る

企業ネットワーク、雇用管理・更生保護の知見やノウハウを持つ民間団体に就労支援事業を委託

○矯正施設入所中から就労後の職場定着まで、継続的かつきめ細やかな支援

○協力雇用主の拡大等の雇用基盤の整備

※ 平成23年度は、「東京」、「福岡」、「宇都宮」の3庁をモデル庁として実施

事業の実施イメージ

保護観察所

○生活環境の調整が行われている者、保護観察対象者、更生緊急保護の対象となる者から「支援対象者」を選定

委託

モデル事業受託者

○民間の委託事業者が設置

○専門的知識又は経験を有する就労支援員を2名以上配置

就職活動支援業務

入所中



釈放後



就職後



職場定着支援業務

矯正施設入所中から就職後までの 間のない就労支援

- 施設面接等による能力、希望等の確認
- 企業ネットワークを活用し、保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画」を策定
- 企業ネットワークを活用して収集した情報の提供
- 本人、関係機関等とともに、詳細な雇用主情報等を踏まえた適切な就職支援

- 職場の勤務状況や生活状況をフォローアップ
- 雇用管理の専門的知見を生かしたジョブコーチ、事業者への助言・支援

雇用基盤整備業務



受け皿の拡大

- 企業ネットワークを活用した雇用の拡大、協力企業の開拓。協力雇用主に対する雇入れ準備研修の実施
- 地域雇用開拓等のための年間計画の策定、推進

2 民間の資源を活かした生活基盤確保の充実・強化

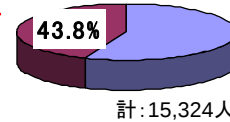
現
状

■ 刑務所を出所しても行き場のない者が多数

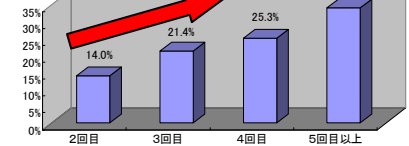
再犯防止のためには、出所者等の
「住居」を確保することが重要！

刑務所満期釈放者数(平成21年)

帰住先のない者
は約6,700人！



再入所者における前刑出所時に帰住先不明等の者の割合



対
策
(
平
2
3
予
算
案
)

1

更生保護施設の機能強化

○ 更生保護施設

- ・行き場のない出所者等に居室・食事を提供し、専門の職員によって、社会的自立に向けた就労・生活指導等を行う施設
- ・全国に104施設あり、全て民間の法人が経営

(1) 行き場のない出所者等をより多く保護

★受入人員の増

→多くの者に自立のきっかけを付与

(2) 役職員の資質向上

★役職員に対する研修の充実

- 自立困難な出所者等を一層積極的に受け入れる体制作り
- ・更生保護施設経営研究会
- ・更生保護施設管理研修(施設長)
- ・新任更生保護施設補導職員研修
- ・地方別更生保護施設補導職員実務研修



(3) 老朽化した施設の整備促進

2

新たな枠組みによる住居確保

- ・行き場のない出所者等が多数に上る中、多様な受皿を確保する必要がある。
- ・そこで、新たな枠組みにより出所者等の住居を確保

○ 緊急的住居確保・自立支援対策

<対象人員453人増>

(住居)

- ★更生保護施設以外の宿泊場所を確保しているNPO、社会福祉法人等民間団体が、居室・食事を提供
- 比較的自立の進みやすい出所者等を対象

(自立支援)

- ★被保護者に対して「毎日」面接、緊急時の24時間対応により、集中的に自立支援の指導等実施

居室を訪問し、
生活支援



サテライト型更生保護
施設のイメージ

効
果

これらの枠組みを効果的に活用し、出所者等の住居を確保、再犯を防止！

3 更生保護サポートセンターによる支援の強化

背景

- ★対応の難しい保護観察対象者の増加
(問題性の多様化・複雑化)
- ★地域社会の連帯感の低下
(人間関係の希薄化)
- ★社会経済状況の悪化(就労困難)

保護司個人の力量に
頼った活動の限界

- 組織的に保護司を支援する体制の構築=保護司の処遇を支える
仕組みが必要
- 「保護司会」を核とした更生保護活動の拠点が必要

更生保護活動サポートセンターの設置

- 現在、21地区にモデル的に設置
(H20年度6か所、H21年度15か所)
- 保護司(企画調整保護司)が常駐(週5日)し、次の機能を担っている。

①保護司が行う保護観察処遇活動の支援

- ・保護観察中の人やその家族との面接場所の提供
- ・前歴を承知した上で雇用する「協力雇用主」の確保
- ・保護司同士による処遇協議・情報交換の実施

②地域の様々な関係機関・団体との連携

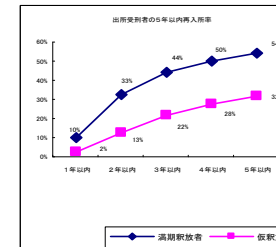
- ・福祉、医療、学校等の機関・団体との処遇協議の実施
- ・保護観察処遇に有効な機関・団体に関する情報の収集、保護司への提供

③地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

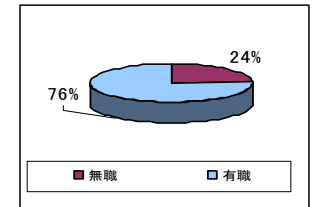
- ・地域住民からの非行相談への対応
- ・地域住民を対象とした非行防止セミナーや子育て教室等の実施

刑務所出所者等の抱える課題

満期釈放者の5年以内再入所率は
仮釈放者の約1.7倍(54%)
【平成21年】



保護観察対象者の24%が
無職(不安定状態)で保護観察終了
【平成21年】



相談先が見つからないまま再犯に至っている者が多い
窃盗受刑者の29%が、「事件を起こす前に誰かに相談した
かった」が「誰に相談したらいいか分からなかった」と回答
(法務総合研究所特別調査)

更生保護サポートセンターの設置を拡充

○平成23年度は、34か所を新設(既存設置地区を含め55か所)

- ・すべての都道府県に設置を拡充
- ・保護観察事件数等を考慮し、必要性の高い地区に設置
- ・帰宅先・定住先の調整、福祉・就労・医療等の関係機関との連絡調整の充実等

立ち直りを推進し、地域の安全・安心に寄与!

4 保護司適任者の確保及び更生保護サポーターの拡大

地域社会を基盤とする更生保護活動

- 犯罪や非行をした人の地域社会での立ち直りを推進
- 犯罪や非行のない社会の構築

近年の状況

長きにわたり民間の力に支えられてきた

地域の民間ボランティアの参画・協力が不可欠

- 保護司（約5万人）：民間人としての持ち味を活かした保護観察処遇等
- 更生保護女性会員（約18万5千人）：自立のための料理教室や家事教室の実施、清掃活動等への協力などを通して、立ち直りを支援
- BBS会員（約4千5百人）：兄や姉のような身近な存在として、学習支援や「ともだち活動」、グループ活動などを通して、立ち直りを支援

- 更生保護を支える地域社会の絆の弱体化
- 更生保護ボランティアの減少傾向
- 高齢者や障害者、身寄りのない者など、自立困難な刑務所出所者等の増加

このため

具体的施策

確実な立ち直りや再犯防止を図るためには、これまで以上に民間の更生保護ボランティアの協力を得ることが極めて重要

- 刑務所出所者等の立ち直りについての国民の理解と協力
- 刑務所出所者等の自立を支援する民間の更生保護活動の充実強化

更生保護を支える基盤の整備

保護司候補者検討協議会の設置による保護司適任者の確保

町内会関係者、教育関係者、社会福祉関係者などから、保護司適任者について情報提供していただく「保護司候補者検討協議会」を450か所に設置

（効果）

- ・幅広い層（職種・年齢）からの適任者の発掘
- ・地域の支持を得た適任者の確保
- ・必要な地域への配置・補充が可能

更生保護女性会員及びBBS会員に対する研修の充実

新規会員に対して、保護観察中の人との接し方等、基本的な知識やスキルを身に付けてもらう導入研修を実施

（研修の一例）

- ・更生保護制度の説明
- ・更生保護ボランティアとしての役割
- ・保護観察対象者等との接し方
- ・保護観察所等との連携の進め方 等

（効果）

- ・スキルアップによる協力活動の充実
- ・保護観察中の人への接し方に戸惑う等の理由で早期に辞めてしまう会員の減少

更生保護ボランティアに対する表彰の充実

功労・功績のあった保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等に対して記念品を贈呈

（効果）

- ・更生保護ボランティアの士気と意欲の向上
- ・新たな人材の確保

5 民間との連携による保護観察処遇

(1) 社会貢献活動の実施体制の整備

! Point 犯罪や非行をした保護観察対象者に**社会貢献活動**を行わせ、**自己有用感**、**規範意識**、**社会性**の成長を促すことにより、**改善更生・再犯防止**を図る。**(社会貢献活動による立ち直りの促進)**

犯罪や非行をして保護観察になった人のうち

例えば・・・

社会とのかかわりの乏しい人に。

他人とうまくかわれず
犯罪や非行をする人など

付和雷同する人に。

暴走族に加入して非行をする
少年など

ルールを軽視する人に。

軽微な犯罪や非行を繰り返す人など



どうせ期待されて
いないんだ・・・

ルールなんか守ら
なくていいんだ・・・

周りの人とうまく
やっていけない・・・

社会貢献活動が効果的



活動先職員・民間ボラ
ンティアによる協力

地域社会に役立つ
活動を行わせる



保護観察官・保護司
による指導

全国津々浦々の
活動先で実施

ありがとう。

福祉施設での介護補助活動

ゴミを捨てちゃ
ダメだよ。

公共の場所での環境美化活動

再犯防止・改善更生

国民生活の安定・安全の実現に寄与

活動による処遇効果

「自己有用感」の成長

「規範意識」の成長

「社会性」の成長

ほくもやれば
できるんだ!

ルールを守って
大事だね

一緒に活動するって
楽しいなあ



しかし

導入には十分な準備と体制作りが必要

活動先の確保

協力者の確保

指導スタッフの充実

(2) 薬物事犯者処遇の強化

(現状)

- 覚せい剤事犯の再犯率は高水準であり、大学生や芸能人による薬物事件も相次いで発生
- 薬物依存からの回復には、プログラムの実施や医療機関等による医療・援助が必要
- 家族等の引受人のサポートなしで、断薬をすることは困難

(問題点)

- 違法薬物全般に対応できる保護観察所のプログラムがない
〔保護観察所では、覚せい剤事犯者にのみ対応できるプログラムを実施している〕
- 医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との連携が不十分
- 家族等の引受人に違法薬物や薬物依存に関する知識がなく、適切な対応がとれないことがある
〔例：本人を責めるばかりで、かえって薬物に逃避させてしまう
生活費などとして、安易に違法薬物の購入資金を渡してしまう〕

(対策)

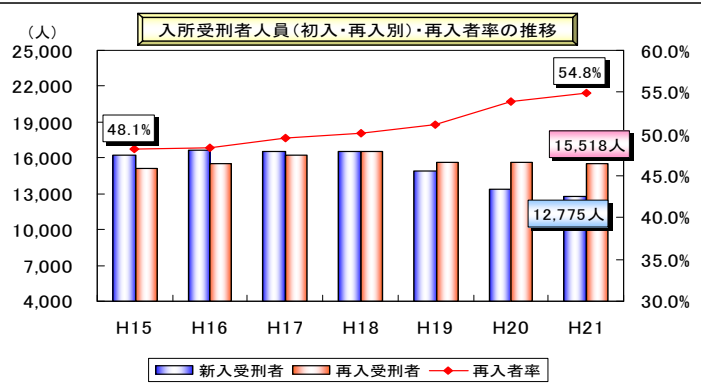
薬物事犯者本人への処遇の強化

- 専門家と協力して研究会を開催
〔・違法薬物全般に対応できるプログラムを開発
・民間との連携により必要な医療・援助を確保する方策を検討〕

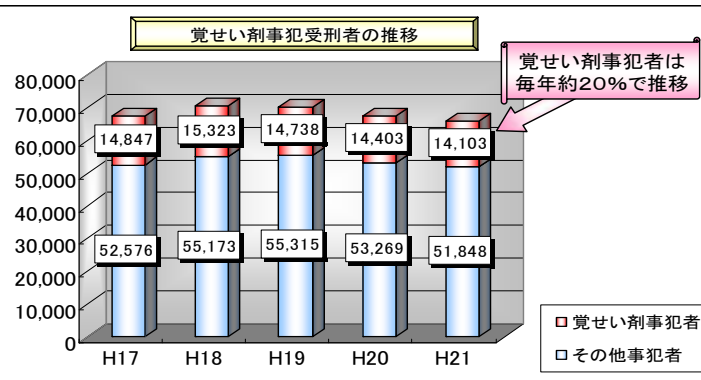
家族等への支援

- 医療機関、薬物依存症リハビリ施設等と連携して薬物事犯者引受人会を実施
〔・薬物依存等についての正しい知識や再使用の兆候を発見した場合の対処方法等の習得〕

平成23年度における再犯防止施策の取組 <<施設内処遇>>

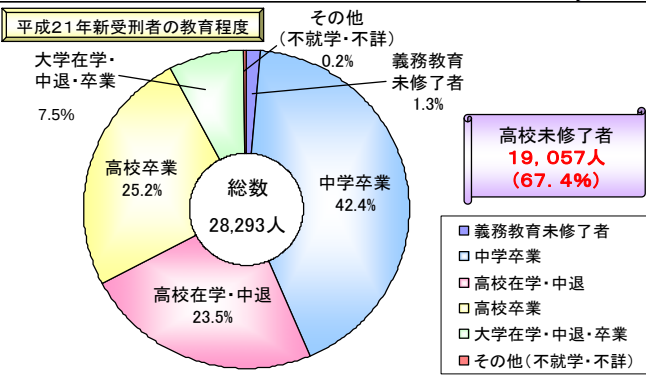


年間入所者の
約55%が再入所者



覚せい剤取締法違反の
受刑者は全体の約2割を
占める。しかも、同一罪名
での再入所者率は約7割

高校中退以下の
学歴の者が約7割



平成23年度における取組の主な内容

◆ 矯正教育体制の充実

〔刑事施設〕

- ・ 薬物事犯者処遇の充実強化
- ・ 被害者の視点を取り入れた教育の充実強化
- ・ 性犯罪再犯防止指導の充実

〔少年院等〕

- ・ 薬物事犯少年に対する指導体制の充実強化

◆ 就労支援体制等の充実

- ・ 教科指導の充実
- ・ 基礎学力向上に向けた教育基盤の整備
- ・ 社会復帰支援体制、職業能力支援体制の充実
- ・ 地域生活定着支援等

再犯防止対策の充実
⇒ 改善更生と再社会化

治安の維持・確保

健全な社会の実現

国民の利益

矯正施設における教育体制について

矯正教育体制の充実・強化

刑事施設

一般改善指導

◆全受刑者を対象として指導を実施

規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、心身の健康の増進等

生活設計、行動様式の付与等

被害者感情の理解等

教科指導

補習教科指導

小学校又は中学校の教科内容に順ずる指導

特別教科指導

高等学校又は大学の教科内容に順ずる指導

特別改善指導

◆罪名や問題性に応じた専門的プログラムによる指導を実施

薬物依存離脱指導

暴力団離脱指導

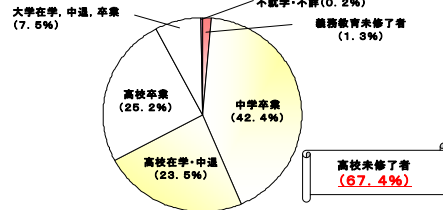
性犯罪再犯防止指導

被害者の視点を取り入れた教育

交通安全指導

就労支援指導

平成21年新受刑者の教育程度



少年院

5領域に基づく矯正教育の実施

① 生活指導

- ◇問題行動指導
 - ・薬物問題
 - ・被害者の視点を取り入れた教育等
- ◇治療的教育
- ◇情操教育
- ◇基本的生活訓練
- ◇保護関係調整指導
 - ・保護者に対する指導、助言等
- ◇進路指導

② 職業補導

- ◇職業訓練
- ◇職業指導
- ◇院外委嘱職業補導

③ 教科教育

- ◇義務教育
- ◇高等学校教育
- ◇補習教育
- ◇院外委嘱教科教育

④ 保健・体育

- ◇保健衛生
- ◇体育

⑤ 特別活動

- ◇自主的活動
- ◇院外教育活動
- ◇クラブ活動
- ◇レクリエーション
- ◇行事(運動会等)



地域生活定着支援の推進

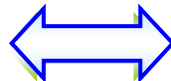
刑事施設・少年院

社会福祉士等の配置

- ◆福祉による支援が必要な被収容者の選定
- ◆当該被収容者の福祉ニーズの把握
- ◆円滑な社会復帰に向けた帰住調整



情報の提供



連絡・調整
(帰住地等)

保護観察所



矯正施設の基盤整備

各種改善指導、矯正教育を実施するための基盤整備

収容施設の整備状況

矯正施設 297庁
要整備庁177庁(59.6%)
うち耐震強度不足83庁(27.9%)

教室等の老朽、面積不足、耐震強度不足
及び
機能不備にある刑務所・少年院の整備



矯正施設における就労支援体制について

刑事施設

入所

職業的知識・技術の向上／職業能力の発掘

- 雇用情勢に応じた職業訓練
- 協力雇用主の職種に応じた職業訓練
- 職業紹介講話の実施



自立能力の付与・社会性のかん養

- 社会復帰適応訓練(就労支援指導)
【SST／ビジネスマナー講習の実施】



就労環境・体制の整備

- 就労支援スタッフ(キャリアコンサルタント)の配置
【公共職業安定所・雇用主等との
連絡調整, 求人情報等の入手,
求職受刑者の紹介等】
- 就労支援用テレビ電話による
就職説明会・採用面接
- 外部通信機器の導入
【電話通信による出所後の就職先の雇用主等の連絡】
- 高卒程度認定試験受験支援スタッフの導入
- 就労支援用インターネットパソコンの整備



出所

就労安定 ⇒ 円滑な社会復帰・再犯防止

少年院

入院

新入時教育

- 新入時オリエンテーションにおいて、就労支援について周知
- 入院するまでの就労状況について振り返り
- 職業に関する自分の考えを整理
(面接・作文指導)
- 少年との面接による就労への
意向確認等(～出院準備教育)



中間期教育(前期・後期)

- 職業訓練(就労習慣を育成, 職業資格の習得)
- 就労支援スタッフ(キャリアコンサルタント)の配置
【公共職業安定所・雇用主等との
連絡調整, 求人情報等の入手,
求職受刑者の紹介等】
- 就労支援用インターネットパソコンの整備
- 講話・SSTによる指導
【社会生活に必要な職業上の
知識及び技能の習得】

就労支援関連事務



SST指導

雇用主との連絡調整

出院準備教育

- 就労支援調整(雇用主と面接等)



出院

就労安定 ⇒ 円滑な社会復帰・再犯防止